

電子契約の実証実験を開始します!

福岡市では、現在、行政手続きのデジタル化・オンライン化などのデジタルトランスフォーメーション（DX）の取組みを積極的に進めています。

現在のコロナ禍においては、感染拡大予防などの観点から、デジタル化を前提とした新しい業務やサービス提供が求められており、民間事業者が提供する電子契約サービスへの注目が高まっています。

電子契約は、契約書の製本・郵送に要する作業や費用削減などの効果が期待され、今後、官民において急速に普及していくことが予想されることから、電子契約の実証実験を実施します。

実証実験の概要

(1) 目的

電子契約における事務作業の確認や、書面による契約書との比較、導入する場合の効果・課題等を検証します。

(2) 事業者

① GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社

所在地：東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号 セルリアンタワー

代表取締役社長：青山 満

② 株式会社シフトセブンコンサルティング

所在地：福岡市中央区赤坂 1 丁目 16 番 5 号 読売九州ビル 5F

代表取締役社長：井本 憲史

(3) 実施方法

福岡市が締結する契約の一部について、書面による実際の契約とあわせて、上記事業者のシステムを活用し、契約書に代わる電子データと電子署名による電子契約を実証的に実施します。

(4) 期間

令和3年1月15日（金）から令和4年1月14日（金）まで（予定）

【問い合わせ先】

福岡市総務企画局DX戦略課 担当：橋本 TEL:092-711-4806

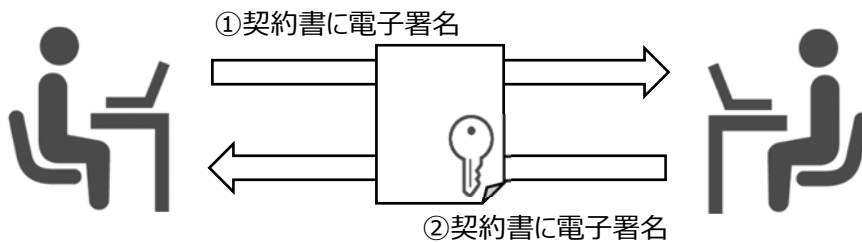
【参考】電子契約について

電子契約とは、情報通信技術の利用により契約書に代わる電子データが作成されるもので、代表的な手法として以下の2種類が挙げられます。

(1) 当事者型

自ら電子署名した文書を契約相手にメールなどで送付し、契約相手が文書を確認、当事者双方が電子署名する方式

<イメージ>



<最近の主な動き>

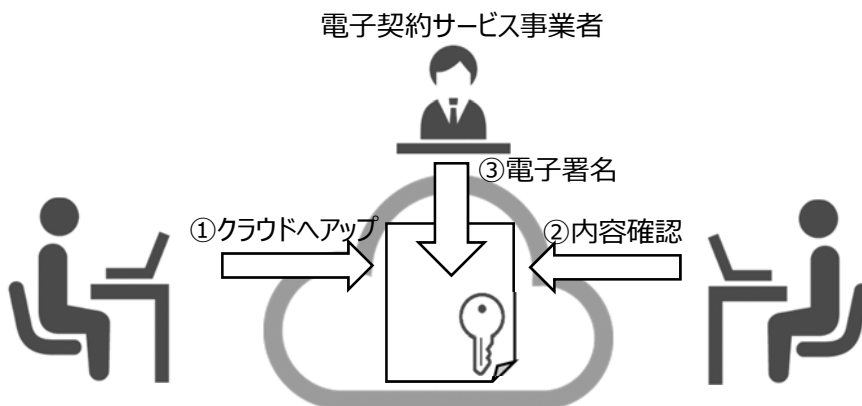
令和2年9月 自治体の電子契約(当事者型)について、総務省より、自治体が使用する際の電子証明書が定められる。(告示)

※電子証明書 本人であることを電子的に証明するもの

(2) 立会人型

契約書など文書をクラウドにアップし当事者間で文書を確認、電子契約サービス事業者など第三者が電子署名する方式

<イメージ>



<最近の主な動き>

令和2年7月 民間の契約について、総務省・法務省・経済産業省により、一定の要件を満たす立会人型の電子契約サービスが公的に認められる。

(利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う
電子契約サービスに関する Q&A)

令和2年11月 自治体の立会人型電子契約サービスの利用について、総務省より、必要に応じて地方自治法施行規則の改正を検討する等、適切に対応することが示される。

(規制改革会議／第3回デジタルガバメント ワーキング・グループ)